

令和 8 年度被保護者健康管理支援事業実施業務委託仕様書

埼玉県（甲）が受託者（乙）に委託する業務内容は、次のとおりとする。

1 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 委託業務の概要

(1) 目的

生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会「データに基づいた生活保護受給者の健康管理支援について（議論のまとめ）」によると、「受給者の健診結果からは、糖尿病等の生活習慣病の該当者や予備群も被保険者より多いことが明らかになってきた。さらに、健診受診率は約 10%となっており、一般国民と比べ食事や運動などへの関心が薄く、孤立した生活を送っている者が多いとの調査結果もある」とされている。このため、生活保護受給者が自身の健康状態を把握し健康維持の必要性を理解してもらう必要がある。定期的な健康診断の受診、生活習慣の改善、生活習慣病の発生予防等への意識の啓発を促すためには、日頃生活保護受給世帯と密接に関わり、指導・援助を行っているケースワーカーの働きかけが不可欠である。

そこで、被保護者健康管理支援事業により、研修を実施し健診受診勧奨を行うケースワーカーの育成を一体的に実施する。

(2) 実施する研修の概要

ア 開催方法：Teams によるオンライン開催

※講師は、県本庁会議室又は自社等希望の箇所において研修を実施する。

イ 受講人数：申し込み人数に応じて変動

ウ 受講対象者：県福祉事務所ケースワーカー及び医療扶助担当者

エ 開催日：曜日及び時間帯は受講者が参加しやすいよう甲と協議の上設定すること

オ 研修時間：2 時間程度

カ 委託業務内容：研修の実施にかかる一切の業務

(ア) 事前準備

- ・ Teams ミーティング実施に係る準備
- ・ 講師等との各種調整

(イ) 研修時

- ・ 研修中の講師及び受講者のサポート
- ・ 研修中の質問への対応

(ウ) 研修内容

- ・ 研修の目的に沿った内容とすること。

- ・ 受診勧奨に必要な知識に加えて、具体的なスキルを含めること。
- ・ 甲が指定するパンフレットを用いて、各福祉事務所のケースワーカーが被保護者に対して健康受診を勧奨する手法を含めること

4 成果物

- (1) 研修終了後のアンケートの実施
- (2) 業務報告書の作成

5 著作権に関する事項

本事業において作成された成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は、甲に帰属する。ただし乙は、甲の承認を得て、当該著作物を他の目的で利用することができる。

6 委託料

- (1) 委託料の内訳
委託料には次のものが含まれる。
 - ア 講師料、交通費
 - イ 研修資料
 - ウ 通信費
 - エ その他事務費
- (2) 委託料の支払
甲は、乙に対して、精算払により委託料を支払う。

7 特記事項

- (1) 乙は、業務を遂行する上で、これに携わる職員を管理監督するとともに、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」第66条、第67条、第176条及び第180条の規定の内容を周知し、特に個人情報の保護及び漏えい防止に関しては周知徹底を図ること。
- (2) 乙は、業務上知り得た事項を他人に漏らし、又はこれを本業務以外に使用してはならない。

8 その他

この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は、甲、乙が協議して決定するものとする。